

「家庭ごみ有料化制度（見直し素案）」に関するパブリック コメント（市民意見公募制度）の結果について

1. 概要

- (1) 募集期間 平成29年9月15日（金）～10月16日（月）
- (2) 意見提出数 70 件（ 27人）
- ・電子申請 (16人)
 - ・ファクス (4人)
 - ・郵送、窓口 (7人)

※ 提出された意見の中には、複数の項目について意見が述べられているものもあつたことから内容により細分化した結果、延べ70件となりました。

2. 意見の内容

- | | | |
|--------------------|-------|-----------|
| (1) 目的・必要性に関すること | (17件) | ----- P2 |
| (2) ボランティアごみに関すること | (4件) | ----- P6 |
| (3) 指定ごみ袋に関すること | (5件) | ----- P7 |
| (4) 手数料額に関すること | (2件) | ----- P10 |
| (5) 負担軽減措置に関すること | (1件) | ----- P10 |
| (6) 収入の用途に関すること | (16件) | ----- P11 |
| (7) 不法投棄に関すること | (2件) | ----- P16 |
| (8) 不適正排出に関すること | (15件) | ----- P16 |
| (9) 野外焼却に関すること | (2件) | ----- P24 |
| (10) その他 | (6件) | ----- P26 |

家庭ごみ有料化制度（見直し素案）に関する意見

（１）目的・必要性に関すること

	意見	市の考え方
1	見直し素案の内容については全面的に賛成いたします。	市民の皆さまのご理解とご協力のもと、「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」、「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的に、今後も家庭ごみ有料化制度を継続し、さらなるごみ減量に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。
2	ごみ袋有料化が定着したように思います。	
3	「制度の継続」、「対象となるごみ、手数料などは現行どおり」でよいと思う。	
4	見直し素案については、全面的に賛同します。	
5	家庭ごみ減量とリサイクル推進、費用負担の公平性を目的とした有料化制度の継続は、私は妥当と考えています。	
6	現行の家庭ごみ有料化制度における、毎月の負担額は、250円～400円程度であり全く問題はありません。この制度により、ごみの減量化、そして資源の再利用が進んでいるようであり、今後も継続することを希望します。	
7	見直し素案に異論はありません。	
8	見直し素案は良いと思います。	
9	今回の見直し素案については、基本的には問題ないと思います。	
10	貴方達(市・行政)で有料化を開始し、貴方達の方向性の変化でこわしますか？ 一度こわれたら元に戻るは大変ですよ!! 初心(開始時)の方針を、もう一度思い出してえりを正して行政の重みを出して欲しいと思います。 私は市の活動に今後も協力します。	

1 1	<p>有料化約3年、クリーン推進員としての活動も7年6か月、また、連合自治会においても、環境衛生部としても3年6か月、ごみステーションを見回り続けてきたが世間の高齢化の波に押されて分別能力の低下が昨今目立ってきています。有料化になって3年経過しましたが、分別や有料袋の使用の判断ができなくなってきた方々が多くなってきている気がします。</p> <p>この時期に制度を改定するには、またまた混乱を招く気がします。</p> <p>できれば、もう2年半ほど今の制度で続けてほしく思います。</p> <p>ただし、財政等の関係で改定が必要となれば改定もやむなしと思います。</p>	<p>高齢化の問題については、様々な分野で課題が生じてきており、ごみの分別などもその一つと考えております。</p> <p>今後は高齢者の視点に立った分別等の周知に努めてまいります。</p> <p>家庭ごみ有料化制度については、引き続きごみの排出量をはじめ、市民の皆さまのご意見をお聴きするなど検証を行いながら総合的に検討してまいります。</p>
1 2	<p>日本人はサービスは無料との感覚が非常に強いので、公共団体が行う住民へのサービスに料金を徴収することに、非常に不満が多い。</p> <p>しかしながら、サービスを行うにはお金がかかる事は、誰が見ても当たり前のことです。</p> <p>公共団体が行うサービスにどの位資金が必要かをはっきり示して、税金で賄えない分の資金をどうしたら良いのか市民に示してもらいたい。</p> <p>家庭ごみ有料化は賛成です。</p>	<p>家庭ごみ有料化を実施することにより、市民の皆様には新たな負担をお願いすることとなりましたが、その負担は排出量に応じたものとなることから、費用負担の公平性が図られるとともに、市民の皆さまが分別を徹底してできるだけ小さなごみ袋を使用しようとする動機づけとなり、さらなるごみ減量・リサイクルに繋がっているものと考えています。</p> <p>本市のごみ処理には平成29年度予算で、約68億円がかかっており、このうち、ごみ減量・リサイクルの推進に係る経費に、家庭ごみ有料化の収入4億6,900万円を充てることとしています。</p> <p>引き続き、市報やホームページ、広報紙リサイクルおおいた等により市民の皆様へ周知してまいります。</p>

1 3	<p>家庭ごみ有料化は一般に分別・リサイクルの強化と並行して行われている。大分市でもそうになっており、この場合、有料化による減量効果のみを厳密に評価することはできない。実際、有料化の説明会もことごとく有料化の説明よりは時間配分でも分別方法の説明にウェイトが置かれていた。よって減量の進展は有料化によるものと断定できないはずである。</p>	<p>家庭ごみ有料化は、市民の皆さまのごみに対する排出抑制意欲や、分別意識が高まり、ごみ減量・リサイクルを加速させることができ、ひいては環境負荷の低減に大きく寄与すると考えています。</p> <p>また、その効果を最大限発揮するため、他のごみ減量・リサイクルの施策と一体となって取り組んでいます。</p>
1 4	<p>排出者のごみ減量、リサイクルの意識高揚は図られているが、不十分。</p>	
1 5	<p>ごみ処理について政策が何を重視してどのような選択を行うか、まともに検討されていないのでは。</p>	<p>本市では、ごみ処理にかかる基本理念として、一般廃棄物処理基本計画において、限りある資源を有効に活かす循環型社会の実現を目指すこととしています。そのための基本方針や目標達成に向けた具体的施策の展開に沿って各施策を実施しています。</p>
1 6	<p>有料化で求める負担公平は排出量だけで有害物質の量などの質を無視した一面的なものだ。有料化ではなく拡大生産者責任をめざして議論を進めるべきである。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法では、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の原則を謳っており、国に置いては「拡大生産者責任」を踏まえた措置を講じることとなっています。</p> <p>しかしながら、まだ制度やその取組が十分でないことから、本市も参画している「全国都市清掃会議」において、リサイクル関連法の充実・強化に関して、国への要望活動を行っており、さらに全国市長会からも提言・要望を行っています。</p> <p>本市においても、事業者に対しごみ減量・リサイクルに対する協力をお願いしています。</p>

17	<p>ごみ減量、リサイクル(資源物)量アップへの効果は出ているが、目標値に達していない。(ダイエット作戦グラフから)</p>	<p>本市では、一般廃棄物処理基本計画において、限りある資源を有効に活かす循環型社会の実現を目指すこととしています。そのため、基本方針や目標達成に向けた具体的施策に基づき各施策を実施しており、今後も目標達成に向け更なるごみ減量・リサイクルの推進に積極的に取り組んでまいります。</p>
----	--	--

(2) ボランティアごみに関すること

	意見	市の考え方
1	ボランティアのごみ袋、枝とか草を入れるのに破れるので破れない大きめの袋にしてほしい。	地域美化活動に伴うボランティアごみについては、市民の皆さまの活動の妨げとならないよう、ボランティア清掃を行う個人や団体に対しボランティア専用袋を支給し、活動を支援しています。
2	私は毎日町内を犬を連れてレジ袋と金ばさみを持ってごみ拾いしています。はじめはごみが多くて袋いっぱいになりましたが近頃は少なくなりました。きれいになれば捨てるのをためらうのではと思います。	見直し素案では、ボランティア専用袋の10リットルを追加し、20リットル・45リットルの3種類としています。袋の仕様については経費の面も踏まえ判断したいと考えています。 また、活動状況等に応じ、規定の数を超えた交付も可能です。
3	本来なら現行でも良いかと思いますが、今年度から草刈が主の定期清掃に変わり、袋が必需品。	なお、自治会の一斉清掃等により市の清掃事業所が別途回収する場合は、透明・半透明の袋を使用することができます。
4	ボランティアごみに対する支援策について、良いと思います。公園とかの草刈に対し、ごみ袋は足りてない状態です。	

(3) 指定ごみ袋に関すること

	意見	市の考え方
1	ごみ袋の強度が弱い為、もう少し強くして頂きたい。	これまで指定ごみ袋について、破れやすいのももう少し丈夫なものにしてもらいたいという市民の皆さまからのご意見をいただき、市において対応を検討した結果、平成 28 年 11 月入札分からすべてのサイズにおいて 0.005 ミリメートル厚くする仕様で作製し強度の強化を図ったことで、約 1.3 倍の強度となっています。
2	<p>有料ごみ袋の品質が低く、ごみ出しの時に困っています。ごみ袋をもう少し破れにくいものにはできないのでしょうか。</p> <p>現行のごみ袋は簡単に破れてしまうため、燃えるごみは半透明のごみ袋に一旦つめてから二重袋で出しています。ごみを捨てるために、有料ごみ袋に加えてさらにごみ袋を準備しないとイケない状況です。</p> <p>不燃物に関しては、重くて持ち上げると破れてしまうためごみステーションに持っていくことすらできず、休日に清掃センターに直接持ち込んでいることも多々あります。</p> <p>私は、以前東京都武蔵野市に住んでいましたが、有料ごみ袋は、ちょっとやさっとでは破れるような材質のものではありませんでした。近隣の市の有料ごみ袋でもそうでした。</p> <p>ごみ袋の品質改良を強く要望します。</p>	<p>指定ごみ袋の種類や、各取扱所の在庫状況により異なりますが、早いところで店頭に並び始める時期は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①20リットル すでに並んでいる(H29.5頃～) ②10リットル すでに並んでいる(H29.6頃～) ③5リットル すでに並んでいる(H29.8頃～) ④30リットル すでに並んでいる(H29.9頃～) ⑤45リットル 平成 30 年 3 月以降 <p>今後も皆様が安心して使える指定ごみ袋の作製に努めてまいります。</p>

3	<p>全国 15 万都市 93 市調査によれば燃やせるごみの最大容量は、45 リットル 63%、40 リットル 28%、その他 9%です。大分市は 45～30 リットルで 15 リットルと間があります。45 リットルでは余り 30 リットルでは入らずもったいないから新聞紙で隠しほかの品目を入れ込む主婦を見かけます。なかなか難しい相手です。逆手にとれば 40 リットル袋を作り、1 枚 25 円にして水切りをする。</p>	<p>本市では、ごみの排出量に応じたごみ袋を使用していただけよう、5 リットルから 45 リットルまで 5 種類の袋を作製しています。</p> <p>ご家庭のごみの量にちょうどよいサイズの袋がないということもあるかもしれませんが、そのような場合に、「今一度ごみを見直し少しの工夫で減量する」「大きなサイズの袋でなく、1 つ小さなサイズの袋を使用する」「ごみ袋の費用にかかる負担が軽くなる」ことについて、改めて周知を図り啓発を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>少しの工夫でごみの減量ができる取り組みとして、本市では生ごみの減量を目的に 3 きり運動（使いきり・食べきり・水きり）を推進しています。一人ひとりが意識することで誰でも取り組める運動ですので、ぜひご家庭で実践し、より小さなごみ袋での排出を目指していただければと思います。</p>
---	---	---

<p>4</p>	<p>静岡県沼津市の取り組みをぜひ参考にして欲しいです。</p> <p>沼津市では、市から指定を受ければ、コンビニやスーパーのレジ袋がそのまま市の指定ごみ袋として使えるそうです。</p> <p>多くの自治体で行われている、専用のごみ袋を別途購入するというやり方は、ごみを捨てるために新たにごみとなるものを購入しなければならないという、大きな矛盾を抱えていると思います。</p> <p>たとえば、コンビニやスーパーのレジ袋を、通常のレジ袋と、市の指定ごみ袋にして、どちらのレジ袋にするのかをお客さんが選択できるようにしてはどうでしょうか。</p> <p>市の指定ごみ袋には若干の処理料金を上乗せしてもかまいません。</p> <p>そもそも、レジ袋は、石油精製の過程で使い道が無く燃やしていたものを、商品にしたものなので、レジ袋自体はエコなものであるのに、レジ袋=悪という風潮が浸透してしまっているのも納得できません。</p>	<p>沼津市のように手数料を含んでいない指定ごみ袋では、ご意見のような取り扱いは可能であると思います。</p> <p>本市では、透明・半透明のレジ袋について、有料化の対象である「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」以外のごみ（資源プラ、缶・びん、ペットボトル等）を排出する際に使用できますので、有効にご活用いただければと思います。</p> <p>なお、レジ袋の削減については、ごみの減量や地球温暖化の防止のため、一人ひとりが日常生活の中で取り組みやすい行動であることから、大分県全体でマイバッグ運動によるレジ袋の削減に取り組んでいるところです。</p>
<p>5</p>	<p>長い物を出すとき、有料の袋ではなく、有料の黄色のヒモがあったら良いかと思います。</p>	<p>いただいたご意見については、今後参考にさせていただきます。</p>

(4) 手数料額に関すること

	意見	市の考え方
1	(分別の) 機械化の為には有償ごみの袋代金の値上げ等も次の検討時期に、市民の負担軽減と交換に値上げを検討すべきだと思います。費用負担の増加は、庶民の実感として不景気・生活苦の中ではありますがごみ収集サービスが破たんする前に実施すべきだと思います。	本市では、限りある資源を有効に活かす循環型社会の実現を目指して、市民の皆さまのご理解とご協力のもと、「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」、「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的に、家庭ごみ有料化制度を実施しています。
2	指定ごみ袋手数料について、私の調査では燃やせるごみの平均値 38.62 円、中央値 30.0 円、よって大分市 31.5 円はこの単価でよいと思います。	家庭ごみ有料化を実施している都市の事例では大袋(45 リットル相当) 1 枚あたりの金額が 30 円台以上の場合に、ごみ減量の効果が顕著に表れていることや、一世帯当たりの負担額、他都市の状況、市民の皆様からいただいたご意見等を総合的に勘案し、1 リットルあたり 0.7 円(大袋 31.5 円)としています。

(5) 負担軽減措置に関すること

	意見	市の考え方
1	負担軽減措置、良いと思います。おむつの年齢も上がっているようです。	平成 29 年 5 月に 4000 人を対象に実施した市民意識調査や民間の調査による乳幼児のおむつの使用状況などから、対象を 3 歳未満に拡充することとしています。

(6) 収入の使途に関すること

	意見	市の考え方
1	スプレー缶のガス抜きを清掃事業所ですることになったように、資源プラの仕分けも機械化して清掃事業所で行い、プラごみ等有価資源のごみ捨て分類を単純化出来ないでしょうか。	本市では、限りある資源を有効に活かす循環型社会の実現を目指して、市民の皆さまのご理解とご協力のもと、分別や有料化制度等を実施しながらごみの収集や処分等を行っています。 排出の段階で分別していただき、収集後はリサイクルプラザで中間処理を行い、適正な資源化を推進しています。 今後もわかりやすい周知に努めてまいります。
2	分別基準を可能な限り、緩やかにすることを要望します。(プラスチックの基準が曖昧で理解しがたい)	
3	ごみネットをカラスに荒らされないため鎖等を織り込み多少重くする対策案も対策として有効でも高齢者にはネットが重くて困る等の意見で実施できない状況です。	カラス対策としては、ごみを確実に被せネットで覆うことが有効であり、本市では、自治会が被せネットを購入する際に経費を一部補助しております。また、平成 27 年度からは、この被せネットの現物支給も併せて行っております。被せネットをより軽く強度の高いものに変更する場合も補助制度を活用できますので、清掃業務課・東西の両清掃事業所までご相談ください。
4	ごみステーションで網をくちばしで加えてのカラスの襲撃です。多い時にはごみ回収が午後 3 時ごろになった場合は、3～4回の清掃をやっています。これを何とかしたい、ごみを出す人のモラルもありますが。	
5	ごみステーションも 20 数年経ち痛みも激しく、今は、推進員で応急処置のみ行なっています。今後は、業者をお願いするケースも出てくる可能性有り！是非とも見直し素案が設立するようであれば、宜しくお願い致します。	ごみステーションの補助制度が自治会の皆様にとって、より使いやすく、実効性の高いものとなるよう、今後とも皆様の意見や要望をお伺いし、制度の充実に努めてまいります。
6	ごみステーション設置等補助事業、良いと思います。資材物価も徐々に上昇していますので。	

7	<p>現在、ごみステーション設置補助及び改修補助について、それぞれ 12 万円、5 万円にアップとの素案ですが、当方のごみステーションは、個人の土地を借り上げて(借地)、毎年 4,000 円を常会費(町内会費)の中から土地所有者へ支払いをしています。(既に 10 数年になります。)</p> <p>一方、市中心部等では、歩道上や道路端等に置かれて、ネットを被せたり等に対応しているようですが、車の通行や歩行者の障がいとなっているところも多々見受けられます。</p> <p>これらを少しでも解消するために、民間の土地を借り上げてごみステーションを設置できるようにすれば、歩行者や車両の通行の邪魔にならないようにすべきと思います。</p> <p>このためには、民間の土地を借り上げて、ごみステーションを設置した場合に借地代を補助する制度を新たに設けていただきたく要望します。</p>	<p>本市では、ごみステーションの設置・改修を行う自治会に対して助成を行うことにより、自治会の負担軽減とごみ減量・リサイクルの推進に取り組んでおりますが、この「ごみステーション設置等補助金制度」の対象経費は、ごみステーションの購入費等、ごみステーションのそのものの設置及び改修に要する経費といたしております。</p> <p>賃借代を補助するとなると、その賃借代が妥当な金額か、また補助対象期間をどれくらいに設定するか等の精査や作業が必要となってくるため、現時点では困難であると考えております。</p> <p>ご指摘の通り、賃借代については、自治会で負担していただいているところもありますが、本市としましては、補助金制度の限度額の引き上げにより、自治会の負担を少しでも軽減してまいりたいと考えておりますのでご理解ください。</p>
8	<p>公園に接して道路側にごみステーションを設置している箇所が多いが、どこもごみが道路にはみ出し、美観を損ねている例が多い。公園の機能を損なわない程度に、内側に設置出来れば美観は勿論、人や車の安全にも寄与出来ると思われるが、如何でしょうか？</p>	<p>公園に接して道路側にごみステーションを設置している箇所などについては、補助制度を活用することで、公園内や通行の妨げにならない場所へ移動していただく働きかけを、自治会に対して行っております。</p> <p>今後とも、ご意見にあるようなごみステーションを使用している自治会に対しては、補助制度の周知に努め、ごみステーションの移動を働きかけてまいります。</p>

9	<p>月に一回大型ごみの収集をして欲しい、持ち込みは大変です。有料収集は高いです。</p>	<p>本市では、ごみステーションに出せない大型ごみにつきましては、戸別に有料収集を行っておりますが、この有料収集の手数料については、ごみの収集や処分に要する経費などを勘案して、算出しております。</p> <p>市内全域を対象として、定期的に大型ごみの収集をするためには、多くの人員と車両が必要になり、現時点では困難であると考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本市では、「可能な物は修理して使う」「不要な物は買わない」「物を大切に使う」といった意識の醸成に努めることで、ごみ減量・リサイクルの推進にも取り組んでおり、こうした取組も拡充させてまいりたいと考えております。</p>
---	---	---

10	<p>クリーン推進員としてごみステーションに立ってみて、収集担当の人と話をしたときに、可燃物のうち生ごみの水切りが不十分なものが多いとのことでした。水気を少しでも減らすには、シンクの三角コーナーでの水切りで十分な水切りが出来ていないと思います。素手で絞るか、押して水気を切るなどやってみましたが汚いような気がして、女性は特にやりたくないと思います。三角コーナーに網を(市販されている)使いその中に生ごみを入れて手で押さえて水切りをすると、それほど汚さを感じられなかった。</p> <p>生ごみを焼却するにはどのくらいの燃料費がかかるかわかりませんが、検討する価値があると思います。</p>	<p>平成 24 年度に実施したモニター結果によりますと、1 世帯あたり 1 日分の生ごみを絞ると、約 40 g の水分が抜けることがわかっています。仮に全世帯が生ごみをしっかり水きりした場合と、しなかった場合で比較すると、年間ごみ量で約 3,000 トン、ごみ処理経費で約 5,200 万円の効果となります。</p> <p>生ごみの減量を図るため、使いきり・食べきり・水きりの「3 きり運動」の推進について周知啓発を行っており、その中の「水きり」について、「生ごみを濡らさないようにすること」、「生ごみを乾かすこと」、「生ごみはよくしぼること」に取り組んでいただくようお願いしています。</p> <p>この生ごみをしぼる際、素手で生ごみを触れることや生ごみの中の貝殻等の固いものがネックとなって、水きりが十分できていないことも考えられます。</p>
11	<p>この水切りが大変です。ごみカレンダーには、手で十分にと書いていますが、貝殻・魚の骨等大変です。そこで、手動圧縮機を考えたので提案します。ごみ置き場の悪臭軽減、収集時間短縮、収集担当者の腰痛対策、運送燃料削減、焼却経費削減等すべてメリットばかりです。</p>	<p>このようなことから、提案のあった三角コーナー等の生ごみを手などで押さえる方法や、ゴム手袋の使用する方法、専用の器具を使う方法等を市ホームページで具体的に紹介するなど、水きりに容易に取り組んでいただけるよう情報提供に努めてまいります。</p>
12	<p>手数料収入の用途についても議会途中で市長が勝手に別の目的を持ち込んだが、そういう手続的な粗雑さも目につく。</p>	<p>家庭ごみ有料化は「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的として実施しています。</p> <p>収入の用途については、制度導入前から、制度の実施に伴う経費のほか、さらなるごみ減量・リサイクルを推進するための施策に充てることとしております。</p>

1 3	<p>手数料収入と用途について、案件どおり進めフォローを→各補助項目別に適切に使われたかのチェック。</p> <p>「この制度は厳密には税の二重取りあり、将来更なる活動効果が出たら排出者に還元する方策を考えておく→(イ)個人へ(ロ)各自治会へ</p>	<p>手数料収入とその用途については、これまで同様、予算や決算の状況を市報・ホームページ等で公表してまいります。</p> <p>家庭ごみ有料化は、ごみ減量・リサイクルを推進するため、ごみ処理に係る費用の一部を手数料として市民の皆さまにご負担いただく制度でありますことから、税とは異なるものと考えています。</p>
1 4	<p>現在種々活動の主は各自治会とも高齢者が行っている。さらに年を重ねると進む。(楽に活動ができるような方策、支援が必要と予測する)</p>	<p>高齢化の問題については、様々な分野で課題が生じてきています。高齢者の視点に立った支援等について今後検討してまいります。</p>
1 5	<p>生ごみ処理機器購入補助の継続見直し。過去購入した人が現在も適正に活用しているか調査。(理由:途中やめている人がいると聞く。特に電動式は電気代が馬鹿にならない等々)</p>	<p>平成 29 年 9 月に実施した生ごみ処理機器購入補助を受けた方への電動式生ごみ処理機器使用状況等のアンケートでは、生ごみの減量ができ大変重宝しているとの意見を多くいただいたところです。</p> <p>このように電動式生ごみ処理機器は、生ごみを減量する機器として大変有用でありますことから、今後も、生ごみ処理機器購入補助制度の周知を図り、生ごみの減量に取り組んでまいります。</p>
1 6	<p>有価物回収する自治会等にさらに補助金を上乗せして回収させることは不要。市が回収して収入を得るのと、自治会へ依頼して処理するのと比較。(どちらがどれだけ優位になるのか算出した情報が欲しい)</p>	<p>有価物集団回収運動促進事業は、古紙や缶・びん等の有価物の集団回収を通じて、ごみ減量・リサイクル推進への意識の向上や有価物の回収実績の向上及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的としています。</p> <p>この活動を実施している回収団体に対し、回収実績に応じた報償金を交付するなどの支援を行い、回収団体や回収量の増加を図っているところです。</p> <p>なお、回収団体には子ども会も多く参加しており、幼い頃からの環境意識の醸成にも大きく貢献すると考えています。</p>

(7) 不法投棄に関すること

	意見	市の考え方
1	<p>最近ではコンビニが増えてここで飲み物、食べ物を買って、歩き食い、歩き飲みをして、歩道や草むらに放置していることが多い。これもコンビニの販売時の注意が必要と思う。何とかしたい問題です。</p>	<p>コンビニエンスストアやスーパーの中には、購入品により発生したごみを捨ててもらうためのゴミ箱を設置し、事業者の責任で適正に処理をしているところもあります。これらのごみ箱への家庭ごみの不適正排出について、大手コンビニエンスストア4社に対する聞き取り調査では、「店外からの家庭ごみの持ち込みによりごみ処理に困っているなどの報告は上がってきていない」ということでしたが、今後事業者から不適正排出の情報が寄せられた場合には、連携して対策を協議してまいります。</p>
2	<p>有料化と不法投棄の因果性は証明されていないが理論的にはマイクロ分析等から想定されている。分別などを面倒と感じる人が山河やコンビニ・スーパーなどのごみ箱に捨てる行為を誘発する。コンビニ・スーパーでアルバイトする学生からこうした行為が増加したとの証言を聴いている。山河などでは環境汚染のおそれもあり、事態は軽視できない。</p>	<p>不法投棄の発見件数は、家庭ごみ有料化実施前と比べ大きな変化はない状況ですが、引き続き山間部への監視カメラの設置や、パトロール活動による監視体制の充実を図ります。</p> <p>一人ひとりがマナーを守る意識を持つことが大切であることから、今後も広報紙等を通じ啓発に努めます。</p>

(8) 不適正排出に関すること

	意見	市の考え方
1	<p>資源ごみ、特にプラスチックでの理解不足から収集されないごみが必ずあります。</p> <p>啓発の為、掲示板や配布用資料作成等の支援を清掃事業所からいただいておりますが、啓発の効果は少ない現状をごみステーションの巡回をして感じる日々です。</p>	<p>資源プラの分別の基準はプラマークが付いているものです。プラマークの付いていないプラスチック製品（ポリタンク、タッパー、CD・DVDケース等）また、プラマークが付いていても汚れているものは燃やせるごみで出していただくよう、ごみ収集日程表やごみ分別事典等をお願いしていますが、今後も周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>地域での分別等の啓発活動についても問題点に沿った指導啓発を行いますので、清掃業務課・東西の両清掃事業所へご相談下さい。</p>

2	<p>ごみ出しはチェックが悪く違反している人がいます。分別の悪い人がいます。</p>	<p>ステーションでの早朝指導や啓発ビラ配布、啓発看板等の設置など行いますので、清掃業務課・東西の両清掃事業所へご相談下さい。</p>
3	<p>施行開始時には、特に燃やせないごみについてトラブルがありましたが、現在は落ち着いています。</p>	
4	<p>現在も続いている問題点は、不適正排出です。当地区は大量にルール違反はありませんが、時々ポツンと出ることがあります。時には勘違いで出すこともあると思いますが、まじめに出している方に迷惑がかかります。この場合、張り紙をしてステーションに入れたままでするので、出した方が気がつかない事が多い状況でそのままになります。そこであるステーションで試験的に違法ごみ袋を外に出して目につくようにしてみたところ、6割以上の確率で出した方が持ち帰っています。ただ見た目が悪いこと、風で飛ばされる事もあるので、要望として、これを入れる容器を作製して希望する地区に提供したらと思います。容器としては、横と底だけで上部は開放、材料は見やすいようにワイヤーメッシュ類で寸法 60センチメートル四方、高さ程度でよいと思います。置き場所はステーション外の見やすくじゃまにならないところに置き、注意を促します。</p> <p>念を押しておきますが、あくまでも希望する地区のみということです。よろしくをお願いします。</p>	<p>ごみステーションにルール違反のごみが排出された場合には、地域の皆様に排出ルールを守っていただくため、違反ごみに「収集できない」旨を表示した違反シールの貼付を行うことや、自治会と連携して、マナー遵守の呼びかけのための看板設置や早朝啓発活動を行っております。</p> <p>本市としましては、こうした排出マナー遵守のための取組の着実な推進を図ってまいります。</p> <p>こうしたことから、現時点では、ステーション内で違反ごみを入れるための容器の作製・提供等は考えておりませんが、今年度より、自治会長やクリーン推進員をはじめとした地域の皆様と、更なる連携を図るため、職員（清掃指導員）に校区担当制度を導入し、自治会長やクリーン推進員と職員との間に「顔の見える関係」を築くことで、地域の美化活動の更なる支援を行うとともに、地域と協力して、ごみステーションにおけるごみの適正排出の徹底に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p>

5	<p>ごみ減量・リサイクル啓発事業を必ず実施することを要望します。(清掃課の職員と一度ビラを手渡ししたことがあります)</p>	<p>本市においては、今年度より、自治会長やクリーン推進員をはじめとした地域の皆様と、更なる連携を図るため、職員（清掃指導員）に校区担当制度を導入いたしております。</p> <p>自治会長やクリーン推進員と職員との間に「顔の見える関係」を築くことで、地域の美化活動の更なる支援を行うとともに、地域と協力して、ごみステーションにおけるごみの適正排出の徹底をはじめ、ごみ減量とリサイクルの推進のため各種施策に積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p>
6	<p>清掃指導員との打合せなどの定期開催を要望します。</p>	<p>これまでも、自治会がごみステーションで行う早朝啓発活動の場やクリーン推進員が行う校区単位での研修会などにおいて、清掃指導員が自治会長やクリーン推進員をはじめとした地域の皆様と意見交換を行ってきたところではありますが、今年度より、自治会長やクリーン推進員をはじめとした地域の皆様と、更なる連携を図るため、職員（清掃指導員）に校区担当制度を導入いたしております。</p> <p>本制度の積極的な活用により、清掃指導員と地域の皆様との間に「顔の見える関係」を築いてまいりたいと考えておりますので、自治会との意見交換の開催や打ち合わせ等につきましては、お気軽に、お住まいの地域の担当指導員に問い合わせさせていただきますようお願いいたします。</p>

7	<p>可燃物・不燃物・古紙布類はあまり違反するごみはないのですが、廃プラの袋の中に可燃物が混入していれば、可燃物収集日に回収してくれていますが、缶・びん・ペットボトルなど他の物が混入されていると、いつまでもステーションに残っています。このようなごみは他の地区から早朝、自動車で行くときに勝手に置いていく方と、ずいぶん前に建てたアパートで、ごみステーションを設置されていない借家住まいの方が、分別をしていないごみ及び、可燃物・不燃物の際指定されている有料袋を使用せず、半・透明袋で出しているごみなどは残されています。</p> <p>また、缶・びん・ペットボトルなど中身が少しで残ったまま出している場合は業者の方が回収していただきませんので、私たち地区の役員の方が一度全部袋から出して、中身を捨てて分別を出しています。役員の方は小言を言いながら、有料化制度になったので残っているごみは清掃業務課の方が定期的に巡回して回収していただけると私たちは助かるけどなーと言っています。清掃業務課の職員不足のため巡回ができないようであれば、業者の方に指導して収集日に残さず回収していただけると地区としては大変助かります。残ったままにしておくと、カラスや猫が焦って食べ散らかすのでステーションが汚くなります。</p> <p>市民の一部の方は少くく飲み物が残っていても、回収してくれると思っているのではないのでしょうか。</p>	<p>地域の方々の日頃からのごみステーション清掃等のご協力に感謝いたします。</p> <p>ごみステーションにルール違反のごみが排出された場合には、これまでも地域の皆様に排出ルールを守っていただくため、ルール違反のごみに「収集できない」旨を表示した違反シールの添付や早朝啓発活動を行ってきたところですが、今年度より自治会長やクリーン推進員と更なる連携を図るため、職員（清掃指導員）に校区担当制度を導入しました。自治会長やクリーン推進員との間に「顔の見える関係」を築くことで、自治会長やクリーン推進員の皆様の負担の軽減や活動のさらなる支援を行ってまいります。</p> <p>排出マナーの悪いアパート等のステーションに関しては、管理会社への指導やアパートへの啓発ビラ配付等を行うとともに、他地区から持ち込まれたごみや「指定有料ごみ袋」を使用していないごみがあるステーションについては、早朝、深夜にパトロールを行っております。</p> <p>また、違反ごみの中に残飯等が含まれ衛生的に問題のあるものは、依頼があれば早急に回収しますので、清掃業務課・東西の両清掃事業所へご連絡下さい。</p>
8	<p>未回収ごみの対応を要望します。（現在、私とクリーン推進員が持ち帰り、分別などをして、再度出している）</p>	

9	<p>現在、自治会長としての大きな悩み(課題)がこのごみ問題です。クリーン推進員と手分けして、未回収ごみの有無をチェックしています。</p> <p>しかし、残念ながら時々未回収ごみがあるのが現状です。その原因はルール違反(分別誤り、ごみ出し日誤りなど)ですが、悪意で違反をしているとは思えません。それは、分別のルールが細かすぎることが原因であると思われます。</p> <p>自治会内に多くいる高齢者にとっては、現行の分別基準はすこし酷だと思えます。</p>	<p>ごみステーションの排出方法につきましては、ごみの減量とリサイクル推進の観点から、現在の分別ルールを設けておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、ごみの分別が分かりにくい場合は、その都度説明いたしますので、清掃業務課にお問い合わせいただくようお願いいたします。</p> <p>ルール違反が目立つごみステーションにつきましては、その地区を担当する職員(清掃指導員)が、自治会長やクリーン推進員と連携し、分別方法を記したチラシの配布や看板設置を行うほか、自治会の総会等の開催にあわせて分別の具体的な説明を行うこともできますので、清掃業務課にお問い合わせください。</p>
10	<p>障害者・高齢者には分別のマークも見づらいし、ごみ出しに様々な困難を抱えているが、そうした世帯への配慮もなされていない。</p>	<p>ごみ出しが困難な高齢者については、ごみステーションへのごみ出しのみならず、庭の手入れ、部屋の清掃など日常生活するうえで発生するごみの清掃などについても、支援を必要とする方が多く、なかでも、介護保険サービス対象者の方は、ホームヘルパーによるサービスが行われています。</p> <p>また、介護保険対象外の高齢世帯には、本市が独自に「生活支援ホームヘルプサービス」等の事業を実施し、日常生活において、調理・掃除・ごみ出し等の一連の家事援助を行っております。</p> <p>このように、ごみ出し支援については、有料ではありますが、福祉サービスの提供が行われておりますので、ご利用ください。</p> <p>あわせて、環境部といたしましても、戸別収集が必要な方の実態について、自治会等への聞き取りなどを行っていきたいと考えております。</p>

1 1	<p>まだまだ分別ができていないごみ出し袋を見かけます。気づけば注意したり回覧広報をしていますが、市としても広報定着方法を工夫してほしい。</p>	<p>ごみの分別につきましては、全戸配布した「家庭ごみ分別事典」のほか、ごみカレンダーや市報等で、その周知に努めておりますが、ごみの分別が分かりにくい場合は、清掃業務課に直接お問い合わせいただくようお願いします。</p> <p>また、ルール違反の多いごみステーションについては、分別方法を記したチラシの配布や看板設置を行うほか、その地区を担当する職員（清掃指導員）が自治会長やクリーン推進員と連携して、マナーの定着に努めてまいります。</p>
1 2	<p>平成26年11月からごみの有料化を実施していますが、私たちクリーン推進員・及び自治委員に開始前に説明してきたことと今現在の対応の仕方が変化していませんか？</p> <p>例えば違反ごみの対応の仕方にしてほひどいのは袋を開けて調査するまで言ってました。（これは市が行うと）</p> <p>今はどうでしょうか。対応の仕方は（方針）は変わっていませんか？（現にひどい違反ごみは市の方が来て袋を開けて見に来たこともあります。）</p>	<p>ご指摘のとおり、悪質な違反ごみの排出が繰り返される場合には、自治会長やクリーン推進員と連携し、ステーションで開封調査を行う旨をチラシなどで事前に告知し、その後、開封作業を行うこととしておりますが、排出者のプライバシー配慮の観点から、まずは、分別方法を記したチラシの配布や看板設置を行うほか、その地区を担当する清掃指導員が自治会長やクリーン推進員と連携し、適正排出に向けた指導を行っているところです。</p> <p>不適正排出が多いステーションにつきましては、重点的なパトロール等を実施いたしますので、清掃業務課にご相談ください。</p>

<p>1 3</p>	<p>昨年でしたか、市の環境課主催の有料化後の説明会で 30 数ステーションあたり 1~2 個の違反ごみがあった、その説明資料を私たちにいただいて、その結果、ごみの減量化が出来たとお話がありました。私たちクリーン推進員にそのデータは当てはまりません!! 私たちの地区だけで 1 か月あたり 20 個くらい発生します。</p> <p>しかもこの頃は有料袋に入れなくても、いずれ運んでくれると(違反ごみ袋でも)、思っている人が増加しています。</p> <p>私たちの地区は 2~3 人有料袋に入れないで出す人がいます。その人数が増加しています。</p>	<p>ごみステーションにルール違反のごみが排出された場合には、地域の皆様に、排出ルールを守っていただくため、違反ごみに「収集できない」旨を表示した違反シールの貼付を行うことや、自治会と連携して、マナー遵守の呼びかけのための看板設置や早朝啓発活動を行っております。</p> <p>さらに、今年度より、自治会長やクリーン推進員をはじめとした地域の皆様と、更なる連携を図るため、職員（清掃指導員）に校区担当制度を導入し、自治会長やクリーン推進員と職員との間に「顔の見える関係」を築くことで、地域と協力して、ごみステーションにおけるごみの適正排出の徹底に取り組んでまいります。</p> <p>違反ごみ等が多く排出される場合には、清掃指導員による、重点的なパトロールを実施いたしますので、清掃業務課にご相談ください。</p>
<p>1 4</p>	<p>10/2 現在未回収袋が 10 数個未回収ボックスに入っています。(私たちの地区公民館前は未回収ボックスを設置)</p> <p>私たちの地区では可燃ごみは業者の方が運びだしました。ごみボックスに明らかに違反ごみはわかる(有料袋に入っていない)袋があったので、ちょうど私が通りかかったので見ていました。</p> <p>私はクリーン推進員ですけど、この袋は違反ごみですよ、残してくださいと言いました。そしたら、クリーン推進員の役割を知らなかったですよ!! そして残したら手間でしょうが、と言われました。</p> <p>業者の教育指導はどうなってますか? 『"可燃業者"以外は良好』</p>	<p>委託業者には、研修や作業手順書の説明会を通じて、作業の安全確保、ルール違反のごみの対応等指示しておりますが、こうした研修の機会を通じて、クリーン推進員の役割や「違反ごみはシールを添付して残すこと」などの周知を徹底してまいります。</p> <p>違反ごみについては、概ね 1 週間後の次の回収日に収集するように委託業者には指示しておりますが、収集業者の作業員によっては、ごみ袋の中に少量の違反ごみが混じっている場合、収集することが住民サービスであると思われている方もいるようですので、こうした状況を見かけた場合は、委託業者に指導を行いますので、清掃業務課までご相談ください。</p>

<p>15</p>	<p>違反袋の回収は廃止 →各自治会で対処するよう通達を！（強い姿勢を示すこと。）</p> <p>現在、違反袋で出しても1週間放置されれば収集される。これではいつまでたってもゼロにはならない。</p>	<p>ごみステーションにルール違反のごみが排出された場合には、地域の皆様に、排出ルールを守っていただくため、違反ごみに「収集できない」旨を表示した違反シールの貼付を行い、概ね1週間後の次の回収日に収集することといたしております。</p> <p>これは、排出者の注意喚起を促すための措置ですが、違反ごみを収集しない、若しくは長期間ステーションに置いておくこととなると、悪臭の発生やごみの散乱により、ごみステーションの管理に支障が生じる恐れがあるため、現時点では違反袋の回収廃止は困難であると考えております。</p> <p>違反ごみ等が多く排出される場合には、自治会と連携して、マナー遵守の呼びかけのための看板設置や早朝啓発活動のほか、清掃指導員による、重点的なパトロール等を実施いたしますので、清掃業務課にご相談ください。</p>
-----------	--	--

(9) 野外焼却に関すること

	意見	市の考え方
1	<p>有料化になったため、庭でゴミを燃やす人を多く見かける。黒い燃えかすが風に飛ばされて自宅の敷地内に散乱していることがよくある。市報に大きく目立つ文字で、野外焼却は法律で禁止されており、違反すれば懲役か罰金刑になることを、繰り返し繰り返し周知するべきである。実際に取り締まりをするべきである。</p> <p>農家は1年中当たり前のように、風向きを考えずに野焼きをするため、悪臭のため窓を開けられず、非常に非常に不愉快である。農家は他人の迷惑を考えず自己中心的である。農家に野焼きを認めるべきではない。とにかく、有料化のため野外焼却が増加し、非常に迷惑なので、見直すべきだ。有料化で得たお金を、野外焼却の取り締まりに使うべきだ。</p>	<p>ごみの焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止をされており、市民への注意喚起のため、市報などを通じて随時「野外焼却は控えましょう」との記事を掲載し周知を図っているところです。</p> <p>この野外焼却には法律で禁止されていない例外にあたる行為もあり、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却、たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却などがその例外に当たります。</p> <p>このような法律の例外行為から生じた煙や臭いでお困りの場合でも、市に連絡をいただければ、行為者に対して焼却を控えるように指導しております。</p> <p>野外焼却の苦情件数は、家庭ゴミ有料化によって大きな変化は見られませんが、今後も市報をはじめ市のホームページや広報紙「リサイクルおおいた」等で、ごみの焼却は原則禁止であることについて周知を図ってまいります。</p>

2	<p>家庭ごみの違法な野焼きの撲滅をお願いします。</p> <p>ごみが有料化されたことにより、野焼きしている人も居ると思われます。</p> <p>そもそも、家庭ごみを野焼きすることが、飲酒運転よりも罰則が重いということを知らない市民が多いと思います。</p> <p>市報、地元の新聞、テレビ、ラジオなどを活用して一般市民(県民、国民)に広く知ってもらう必要があると思います。</p> <p>あわせて、消防や警察と連携して、悪質な野焼きの取り締まり、指導をお願いします。</p> <p>個人的には、近所で違法な家庭ごみの野焼きをしている人がいたので、自治委員を通じて指導をお願いしたのですが、「草しか焼いていない」と言われたそうです。</p> <p>しかしながら、煙の色や臭いから明らかに、それ以降も家庭ごみの野焼きをしています。</p> <p>北海道では、ヘリコプターで違法な野焼きの取締りをするということもあると聞きます。</p> <p>市民の健康に関わる重大なことなので是非とも積極的な活動をお願いします。</p>	(前述と同様)
---	--	---------

(10) その他

	意見	市の考え方
1	<p>ごみ収集作業を行っている方々の困っている点を集約して、随時閲覧形式でもよいですから、住民への周知をお願いします。</p>	<p>ごみの分別につきましては、全戸配布した「家庭ごみ分別事典」のほか、ごみカレンダーや市報等で、その周知に努めておりますが、今年度より自治会長やクリーン推進員と、更なる連携を図るため、職員（清掃指導員）に校区担当制度を導入いたしております。</p> <p>自治会長やクリーン推進員と職員との間に「顔の見える関係」を築くことで、自治会長やクリーン推進員の負担の軽減と活動の更なる支援を図っておりますが、こうした自治会長やクリーン推進員と本市職員の連携を通じて、「違反ごみの排出により、ごみ収集作業に支障が生じた」事例などを、地域住民の皆様にご伝えていけるよう努めてまいります。</p>
2	<p>大分市民の熱しやすく冷めやすい傾向。驚いた。プラスチック排出量は300トン～400トンに下がっていると思われます。ペットボトルは上がり、びんは下がります。びん、缶の選別の自動化は簡単にできますが、いろいろな問題があるでしょう。</p>	<p>市民の皆様のご理解とご協力により、燃やせるごみに含まれていた資源プラの分別が徹底されたことで、資源プラの回収量は、家庭ごみ有料化の実施前年と比べ、1年目2年目ともに約650トン増、25～27%増加しました。</p> <p>また、年4回実施している家庭ごみの組成調査の結果では、有料化実施前の25年度と比較すると、ほとんどの品目において正しく排出されている適正率は向上しています。</p> <p>引き続き、ごみの減量・リサイクル、分別の徹底等について啓発に努めますのでご協力をお願いいたします。</p>

<p>3</p>	<p>ごみの収集場所に番号表示をしたらどうか？</p> <p>担当の係に場所を教示する際、何町のどの場所等説明に時間がかかる、聞く市役所の方も一つ一つ地図を見て確認をしているのではないかと思う。収集場所に番号表示をすれば通報する方も受ける方もわかりやすいし、正確ではないか。</p> <p>一連番号では多くなるし分かりにくくなると思うので、〇〇地区の〇番等地區ごとの番号でも可能。</p>	<p>ごみステーションの問い合わせについては、住所を言っていれば、ごみ収集管理システムにより、パソコン上で場所を特定できるようにしております。</p> <p>ご提案の番号表示も有効な方法であると考えておりますが、本市においては、平成29年9月現在で、1万1300箇所以上のごみステーションがあります。</p> <p>こうしたごみステーションの中には、ごみ収集日のみ道路上の一部をごみステーションとして使用しているところもあり、番号を表示するスペースが確保できないことから、現時点では、全てのごみステーションで番号表示を行うことは困難であると考えております。</p> <p>しかしながら、自治会によっては独自にごみステーションに番号を付けて管理しているところもありますので、こうした取組や、今回いただいたご意見も参考に、現行のごみ収集管理システムのシステム変更等により、できるだけわかりやすいごみステーションの把握や番号表示をすることができないか、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
----------	--	---

4	<p>汚れたプラをプラに混入する行為のおそれも大である。それによるリサイクル水準の悪化がないかも検証されていない。</p>	<p>資源プラにつきましては、資源物としての品質を高めるため、きれいに洗ったものを資源プラの日に出していただくようお願いしていますが、マヨネーズなどのチューブ類やレトルト食品の容器類等につきましては、水洗いしても汚れが落ちにくいため、燃やせるごみとして出していただくようお願いしています。</p> <p>本市で回収した資源プラは、「容器包装リサイクル協会」へ引渡しリサイクルを行っていますが、その協会における本市資源プラの品質検査では、汚れによる減点はなく、高い評価となっています。</p> <p>今後も資源プラに汚れたものが混入し、資源物としての品質が下がることがないように、引き続き、分別徹底の周知に努めてまいります。</p>
---	---	---

<p>5</p>	<p>更なる意識高揚(ごみ有料化で今までできなかった減量・リサイクルアップができたのはなぜ?) →効果の金額換算データ表示(重量+金額)</p> <p>『やればやるだけ経費削減+売却収入アップの認識、意識の高揚を図る』</p> <p>→表示板の設置</p> <p>現在市役所、支所、公民館(一部)に掲示している「ごみダイエット作戦」のグラフは、"ただの貼紙"→誰も見ていないよ!(一度現地で調査を)、この表示方法の改善。来た人が目をひくような表示(以前リサイクルおおいた 2007.2.1～2008.10.1 に記載されている「ごみ減量預金通帳」この表現、表示の復活をさせる! 更に工夫し PR を!!)</p> <p>追記 1: 経費のデータに CO2 削減効果も記載しては</p> <p>追記 2: 校区で有料化後の説明があったとき、参加者から活動効果が自分たちにどう跳ね返ってくるかの意見も出ている</p>	<p>ご指摘の「ごみダイエット作戦」のグラフにつきましては、家庭ごみの毎月の排出量をグラフで表したもので、市本庁舎、各支所等に設置した「ごみ減量啓発ボード」に掲示をしています。</p> <p>市民の皆さんがごみ減量・リサイクルに取り組んでいただくよう、この「ごみ減量啓発ボード」や市のホームページを活用して、家庭ごみの毎月の排出量とともに、ごみ減量に向けた取組み等について情報提供を行っているところです。</p> <p>ごみ減量の取組み効果等の表現方法については、引き続き、工夫してまいりたいと考えています。</p>
<p>6</p>	<p>啓発看板の設置見直し。過去から看板での啓発は行っているが、限界にきていると感じるとムダ使い感もある。本当に必要かどうか吟味して実施、直接対話指導を重点に、依頼されるまま、うのみにして発行しない。</p>	<p>本市では分別に関することやマナー遵守、不法投棄やポイ捨ての禁止等について啓発するための看板を作成し、ご要望があった場合に必要に応じて支給しています。</p> <p>違反ごみ等が多く排出される場合などは、清掃指導員による早朝啓発活動や重点的なパトロール等の実施もいたしますので、今後も自治会長、クリーン推進員と連携し、効果的な啓発に努めます。</p>